

早稲田大学大学史資料センター 複写サービスに関する細則(抄録)

第1条

この細則は早稲田大学大学史資料センター資料利用内規第15条に基づき、複写・撮影サービスに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

資料原本の複写方法については、以下のように定める。一乃至二の方法のどちらを採用するかは資料の破損状態等によって大学史資料センターが判断するものとする。

一 複写を指定業者に委託する。複写に係る費用は利用者が全てを負担する。複写費用及び指定業者との手続きに関しては別に定める。

二 撮影を申請者自身が行う。撮影に必要な機器は申請者が持参する。撮影の方法はカメラとする。

第3条

紙焼き・刊行物等の複製資料の複写方法については、申請者自身が著作権法の定める範囲内で複写を行う。複写に必要な機器は、大学史資料センター内の複写機を使用する。複写に係る費用は利用者が全てを負担し、複写に係る費用は1枚10円とする。

第4条

大学史資料センターがデータとして所蔵する原版写真の複製は大学史資料センターが行い、複製に係る費用は利用者が全てを負担する。複写に係る費用は、手数料1,000円、材料費500円とする。

以下省略